

くまりば 宿泊施設・ レンタルキッチン オープン

市まち・ひと・しごと総合交流館（くまりば）は、日本遺産人吉球磨エントランスセンターをはじめ、人吉しごとサポートセンター「Hit-Biz」や、コワーキングスペース、シェアオフィス、サテライトオフィスを備えた施設です。その施設の一角に宿泊施設とレンタルキッチンを新たに整備しました。

宿泊施設

個室5つ、ドミトリー1つ、共有トイレ・シャワー・洗面所を完備しています。

【営業時間】

チェックイン 午後3時～8時30分
チェックアウト 午前10時

【料金（1泊）】

■ドミトリー 3千円～ ■個室 5千円～

レンタルキッチン

商品の開発を行いたいとき、料理教室を開きたいときなどに利用できます。

【利用可能時間】

午前9時～午後9時

【料金】

■1時間 3千円 ■4時間プラン 1万円

予約方法など詳しくは、右の2次元コードを読み取りくまりば公式ホームページをご確認ください。



問合せ 市まち・ひと・しごと総合交流館（くまりば）（☎22-5183）

🏠 1世帯あたり10万円 🙌

住民税非課税世帯等に対する臨時特別定額給付金の 手続きはお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した皆さんが、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付します。

①住民税非課税世帯

対象の世帯主宛てに給付内容などが書かれた確認書を2月中に発送しています。内容を確認後、指定の提出期限までに返信してください。

期間内に確認書の提出がない場合は給付できません。必ず期限内に提出を済ませてください。

対象者 基準日（令和3年12月10日）に住民登録があり、同一の世帯に属する人全員が令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯



※住民税均等割が課されている人の扶養親族などのみで構成される世帯は対象ではありません。



受給権者 対象世帯の世帯主

申請方法 対象世帯には確認書を郵送しています。内容を確認後、返信してください。

申請期限 市が確認書を郵送した日から3カ月以内

※確認書に提出期限は記載されています。

振込日 確認書受付後おおむね3週間後に振込



②家計急変世帯

住民税非課税と同等の世帯（新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、令和3年1月以降の収入が非課税相当の水準に下がった世帯）に給付します。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の収入が減少し、同一の世帯に属する人全員が令和3年度の住民税均等割非課税世帯と同様の収入となった世帯



※①の給付を受けた世帯、住民税均等割が課されている人の扶養親族などのみで構成される世帯は対象ではありません。

受給権者 対象世帯の世帯主

申請方法 令和3年1月以降の収入が確認できる書類を用意し、受付窓口備え付けの申請書に添えて提出してください。

受付開始 3月7日（月）～（土・日曜、祝日を除く）

受付窓口 臨時特別給付金推進室（市役所カルチャーパレス仮本庁舎1階）

振込日 受付後から順次振込



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに市や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市消費生活センターか警察相談専用電話（#9110）に連絡してください。

問合せ 市福祉課臨時特別給付金推進室（☎22-2111 内線8244・8245）